

食事療養費についてのお知らせ

厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改定がありましたので、下記の通り負担額が変更となります。

所得区分		令和8年5月31日 まで	令和8年6月1日 から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき510円	1食につき <u>550円</u>
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円	1食につき <u>270円</u>
—	低所得Ⅰ	1食につき110円	1食につき <u>130円</u>

(注1) 所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養負担額が定められています。

(注2) 公費医療(難病)等により、負担額が異なる場合があります。

負担額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険(国保)、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合)の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「区役所等」へ

皆様には、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



令和8年5月12日 国際親善総合病院